

建設機械の保有状況一覧表

次ページの要件に該当する建設機械について様式下部の記載要領に従って記載して提出してください。

「許可番号」は必ず記入。

許可番号 123456

下記のとおり、経営事項審査で評価対象とされている建設機械を保有していることを証明します。

申請者： 商号又は名称 秋田県庁建設株式会社 代表者名 代表取締役 秋田 一

前年の経営事項審査において申請した建設機械を再度申請する場合、

審査基準日: 令和 8年 6月 30日 「審査基準日」は必ず記入。

Table with columns: No., 建設機械の種類, メーカー名, 型式, 製造・車体番号, 種別又は規格, 所有・リース, 取得年月日, 検査実施年月日又は有効期間満了日, 前回申請, 備考. Includes callouts for '製造・車体番号', '種別又は規格', and '取得年月日'.

「製造・車体番号 表示番号(ダンプ車)」欄は、ダンプ車については、自動車検査証の備考欄に記載されている表示番号又は車両番号を記載してください。

「特定自主点検等実施年月日又は有効期間満了日」欄は、審査基準日時点において有効なものを記載してください。 ※ダンプ車及び移動式クレーンは、有効期間満了日を記載してください。

「種別又は規格」欄は、保有している建設機械が経営事項審査で評価対象となる種別又は規格を満たしているかどうか留意して記載してください。

リース期間満了日が審査基準日後1年7ヶ月未満の場合は、「自動更新」や「買い取り予定」などと記載してください。

【記載要領】

- ※項番「62」で記入した台数分の評価対象建設機械を全て記載すること。
※「建設機械の種類」欄は、該当するものを丸で囲むこと。
※「製造・車体番号 表示番号・車両番号(ダンプ車)」欄は、ダンプ車については、自動車検査証の備考欄に記載されている表示番号又は車両番号を記載すること。
※「種別又は規格」欄は、「建設機械の種類」欄にて選択した機種ごとに下記につき記載すること。
①「ショベル系掘削機」にあつては、ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有する旨。(例:バックホウ)
②「ブルドーザー」にあつては、自重。(例:3.89トン)
③「トラクターショベル」にあつては、バケット容量。(例:1.2立方メートル)
④「モーターグレーダー」にあつては、自重。(例:10.0トン)
⑤「移動式クレーン」にあつては、つり上げ荷重。(例:7.0トン)
⑥「ダンプ車」にあつては、ダンプ、ダンプフルトレーラ又はダンプセミトレーラである旨。(例:ダンプフルトレーラ)
⑦「高所作業車」にあつては、作業床の高さ。(例:3.0メートル)
⑧「締固め用機械」にあつては、ロードローラー、タイヤローラー又は振動ローラーである旨。(例:ロードローラー)
⑨「解体用機械」にあつては、ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機又は解体用つかみ機である旨。(例:ブレーカ)
⑩「アスファルト・フィニッシャ」にあつては、自動車検査証の車体の形状欄に記載の「アスファルト・フィニッシャ」。
⑪「不整地運搬車」にあつては、記載不要。
※「所有・リースの別」欄は、「自社所有」又は「リース」の該当する方を○で囲むこと。
※「所有・リースの別」欄において「自社所有」を選択した場合は「取得年月日」及び「リース」を選択した場合は「リース開始日」及び「リース期間満了日」を記載すること。
※「検査実施年月日又は有効期間満了日」欄は、審査基準日時点で有効な検査のものについて記載すること。
※新車で購入して、審査基準日時点でまだ1度目の特定自主検査を受ける必要がない場合は、「備考」欄に「新車」と記載すること。
(ただし、「ショベル系掘削機」、「ブルドーザー」、「トラクターショベル」、「モーターグレーダー」、「高所作業車」、「締固め用機械」、「解体用機械」及び「不整地運搬車」について記載する場合に限る。)
※「所有・リースの別」が「自社所有」であつて、前年の経営事項審査の際に申請した機械を再度申請する場合は「前回申請」欄に「○」と記載すること。
※「検査実施年月日又は有効期間満了日」欄は、ダンプ車は車検の登録満了年月日、移動式クレーンは審査基準日以前2年以内の移動式クレーン検査の有効期間終期の年月日、それ以外の機械は検査実施年月日を記載すること。

面談時には、この一覧表の記載順に所有又はリースを確認できる書類(売買契約書やリース契約書等)と特定自主検査記録表等を提示してください。

【経営事項審査で評価対象となる建設機械の種別及び規格】

- ①ショベル系掘削機 ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの
②ブルドーザー 自重が3トン以上のもの
③トラクターショベル バケット容量が0.4m³以上のもの
④モーターグレーダー 自重が5トン以上のもの
⑤移動式クレーン つり上げ荷重が3トン以上のもの
(※固定式クレーンは評価の対象になりません)
自動車検査証の車体の形状欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」、「ダンプセミトレーラ」、「ダンプセミトレーラ」と記載のあるもの
(※自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両においては、加算対象とはなりません。)
⑦高所作業車 作業床の高さが2.0m以上のもの
⑧締固め用機械 ロードローラー、タイヤローラー又は振動ローラーであるもの
⑨解体用機械 ブレーカ、鉄骨掘削機、コンクリート圧砕機又は解体用つかみ機であるもの
自動車検査証の車体の形状欄に「アスファルト・フィニッシャ」と記載のあるもの
⑩アスファルト・フィニッシャ
⑪不整地運搬車 労働安全衛生法施行令第13条第3項第33号に掲げる不整地運搬車